

## 平成 24 年度 第 5 回長野市上下水道事業経営審議会 議事要旨

日 時：平成 24 年 11 月 30 日（金）13:30～15:10

会 場：長野市役所第二庁舎 10 階 講堂

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議事

#### ○ 審議会の議事録の承認

- ・ 前々回審議会における委員からの指摘事項に関する会長報告  
事務局発言の一部が議事録から欠落しているとの指摘について、録音テープ等を確認した結果、指摘のような趣旨の発言は確認できなかった。
- ・ 前回審議会の議事録の承認  
修正意見なし、承認される。

#### (1) 水道料金について

##### ○ 資料 1 「平成 23 年度水道使用状況（一般用）」について事務局から説明。

水道料金の改定率について、委員の意見を集約する。

出席委員全員（17 名）が、資産維持率 1.0%、平均改定率 7.86%が適当であるとの意見から、料金改定率については資産維持率 1.0%、平均改定率 7.86%で決定する。

##### ○ 意見、議事応答等

委員からの主な意見

- ・ 事業経営を考えれば、資産維持率 1.5%、平均改定率 9.43%が望ましいが、使用者の立場からすると資産維持率 1.0%、平均改定率 7.86%が妥当。
- ・ 今後 4 年間については、補てん財源残高が微増する資産維持率 1.0%を採用し、次回の改定時に改めて審議されたい。
- ・ 景気の低迷、消費税増税や電気料金の値上げを含めて考えると、資産維持率 1.0%が妥当。
- ・ 将来に大きな負担を残さないためにも改定は必要であるが、機械の更新を最低限に抑えるなどの経営努力も必要。
- ・ 年金生活者のことを考えると値上げは厳しいが、耐震化や老朽管の更新を考えると値上げは仕方ない。最低限の値上げとされたい。
- ・ 飲料水以外は、地下水に切替えている事業者も出始めている。
- ・ 中核市の中でも高い料金体系であることから、更なる経営努力を願う。
- ・ これまでの推移からみても、性急に大幅な改定が必要とは考えられない。

- 資料2「長野市上下水道事業経営審議会資料」について事務局から説明。
- 意見、質疑応答等

[委員]

平成23年度の給水原価が180円とあるが、料金が改定された場合、金額はどの程度となるか。

[事務局]

金額については、算出して後ほど報告する。

[委員]

料金改定の方法を考える上で、資料2の1ページ下段にある赤字+試算維持費の計と増収見込額の計の差額は少ない方が望ましい。

また、B案とC案では、大口需要者の負担軽減を考えるとC案の方が相応しいと思われる。この中でも差額の少ない②又は③が良いのではないか。

[会長]

前回の料金改定の際、審議会からの附帯意見の中に逦増制の緩和についても謳われている。本市で事業を継続してもらうことは、雇用や税収にも影響する。反面、年金生活者や子育て世帯にとって大きな負担とならないよう検討する必要もある。

水道料金改定方法について、委員の意見を集約したい。

検討の時間を取りたいので、ここで暫時休憩とする。

**【休憩】**

**【再開】**

水道料金改定方法について、委員の意見を集約する。

出席委員のほぼ全員がC案を選択。その内②か③案との意見がほとんどであり、その中でも③案の意見が多いことから、水道料金改定方法についてはC案の③に決定する。

[会長]

逦増制の在り方については、附帯意見の中に盛り込んでいければと考える。

水道料金についても、地理的条件によって施設整備費に差が生じることから、一概に本市の水道料金は高いとは言えない。今後の料金については、人口の減少等も含めて中長期的に考えていかななくてはならない。

大口需要者の負担軽減と零細需要者にとっても大きな負担にならないような改定を考えた場合に、大口需要者で月5千円程度、一般家庭でも1日10円程度の値上げなら妥当であると考えます。

委員からの主な意見

- ・ 小口径の場合13ミリメートルと20ミリメートルの契約が全体の96%と大半を

占めていることから、小口径の値上げは致し方ない。

- ・小口径の場合だと、B案では値上げ幅が一定であるが、C案は使用水量に応じて値上げ幅が縮小しており、多量使用者にとってはC案の②が良い。
- ・企業経営者の方の軽減を考えるとC案の②か③が良い。
- ・大口需要者の契約件数割合は1%であるが、料金収入割合では全体の3分の1を負担していることから、大口需要者の負担軽減を考えるとC案が良い。
- ・C案でも、②と③では大口需要者の負担率に差がある。C案の③が良い。
- ・毎月の使用水量から計算すると、我が家の場合には月600円程度の値上げとなるが、その程度の値上げなら何とか負担できる。大口需要者の軽減を考えてC案の③が良い。
- ・電気、都市ガス料金では、一般用と比較して業務用単価の上がり幅は小さい。水道使用量を増やしてほしいのであれば、大口需要者の単価を下げると同時に逓増制を廃止されたい。
- ・大口需要者の負担軽減について、もう少し考慮されたい。
- ・それぞれの案では、どの程度緩和されるのかもっとわかり易く提示されたい。

○ 資料2「その他の料金について」事務局から説明。

- ・別荘用料金は、料金の異なる地区ごとの均衡を図るため、飯綱高原地区は据置、その他の地区においては平均改定率により改定する。
- ・公衆浴場用は、基本料金のみ一般用に合わせた平均改定率で改定する。
- ・共用栓用は、使用者が存在しないため廃止する。

○ 意見、質疑応答等

[委員]

県営水道の料金体系は、超過料金が一律182円でありスッキリしている。

[会長]

厳しい経済状況、景気後退の中で、市民生活そのものに係る水道料金を値上げすることは非常に心苦しく思う。ただ、高度成長期に整備された社会インフラが更新時期に来ており、水道水を安定的に供給するためには利用者の方に負担をお願いしなくてはならない。本日、全委員の意見をいただき議論する中で料金改定率等を決定できた。ご協力に感謝する。

[事務局]

先ほど質問のあった、給水原価については今後4年間の平均で211円となる。

[委員]

了解した。

(2) その他

- 次回、第6回の審議会は、12月19日（水）午前10時00分より市役所10階19会議室で開催する。内容については、答申案について審議いただきたい。また、

改定率に基づいた料金表をお示しする予定。第7回の審議会は、来年1月9日（水）の午後に開催し、会長より答申いただく予定である。

#### 4 閉会

（終了時間 15:10）